

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和二年二月四日	指定の年月日
入間市扇台三丁目七百八十一、七百八十二、七百八十九、七百八十九、七百九十一、七百九十二、七百九十三、七百九十五の各一部	指定に係る道路の位置
八十三・七	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)